# 地方公共団体向け総合評価実施マニュアルの概要(1)

資料 14

### 総合評価導入の意義

価格と品質が総合的に優れた調達が可能

ダンピング、不良・不適格業者の排除が可能

建設業者の技術力向上に対する意欲を高め、建設業者の育成に貢献

価格と品質の二つの基準で業者を選定することから、談合防止に 効果有

総合評価方式と一般競争入札の併用により透明性が確保され、 納税者の理解を促進

#### 市区町村向け簡易型の位置付け

市区町村によっては、技術系職員の不足等により公共事業発注のための体制が十分に整備されていない。



入札参加者の施工能力を簡易に評価することにより、発注者にとって事務負担を軽減しつつ、価格以外の要素を適切に盛り込むことを必要としている。



市区町村向け簡易型 総合評価方式 施工計画の評価を要件とせず、工事成績や施工実績等と入札価格を総合的に評価する方式

### [ 市区町村向け簡易型の評価項目及び評価基準の例 ]

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
評価項目		評価基準	評価基準	配点
企業の施工能	同種・類似工事 の施工実績	過去5年間の同種・類似 工事の施工実績	a. 県又は市町村発注工事 で実績あり	5
			b. その他の公共発注機関 の実績有り	2
			c. その他の施工実績	0
	工事成績	過去1年間の工事成績 評定点の平均点	a. 75点以上	5
力			b. 65点以上 75点未満	2
			c. 65点未満	0
配置予定技術者	の施上実績 	過去5年間の主任技術者の 施工経験の有無	a. 県又は市町村発注工事 で実績有り	5
			b. その他の公共発注機関 の実績有り	2
			c. その他の施工実績	0
		主任技術者の保有する資格	a. 1級土木施工管理技士 又は技術士	1
			b. 2級施工管理技士	0
地域貢献	本店の所在地	工事箇所と同一市町村に本店が所在	a. 同一市町村内に有り	1.5
			b. 同一市町村内になし	0
	防災協定等に 基づく活動	過去5年間の防災協定等に 基づく活動実績の有無	a. 活用実績有り	1
			b. 活動実績なし	0
そ	手持ち工事量	手持ち工事量比率(A) = 当該年度受注額 : 過去3年間の平均受注額	A < 0.25	1.5
- の他			0.25 < A < 0.75	1
			0.75 < A < 1.25	0.5
			1.25 < A	0 20
合計				

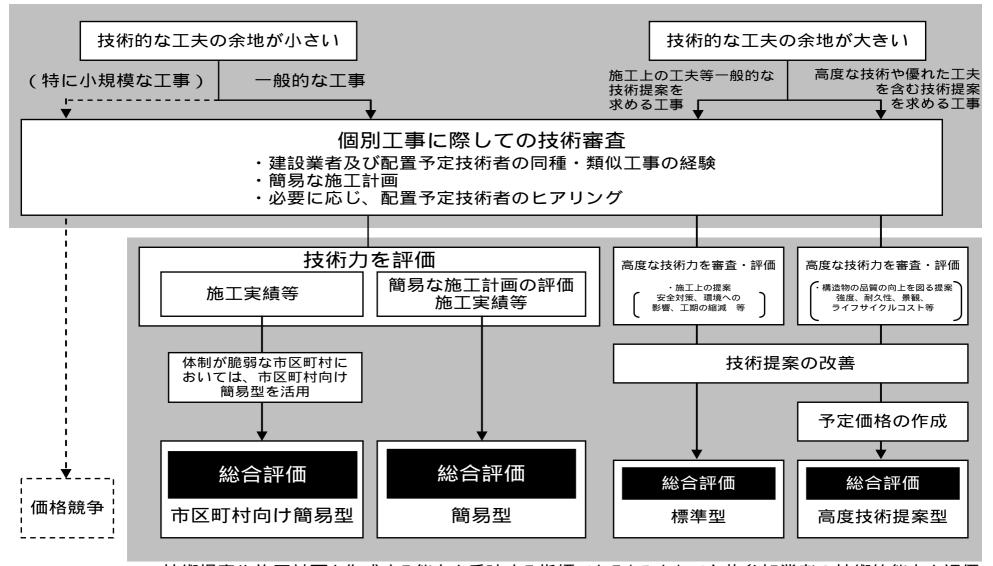
評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

価格評価点:100×(1-入札価格/予定価格)

技術評価点:最上20点

# 地方公共団体向け総合評価実施マニュアルの概要(2)

### 総合評価方式の類型



技術提案や施工計画を作成する能力を反映する指標であるとみなして入札参加業者の技術的能力を評価。

## 地方公共団体における入札監視委員会等第三者機関の運営マニュアルの概要

### 本マニュアルの位置づけ

入札契約に関する透明性を確保するためには、中立公正な立場で 客観的に入札契約事務を適切に行うことができる学識経験者等の 第三者の監視を受けることが有効。

しかしながら、特に市区町村においては、まだ9割以上の団体においてこうした第三者機関が設置されていない状況。

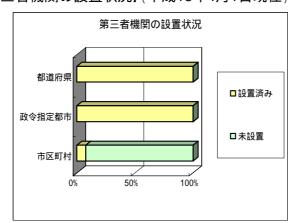


入札契約に関する第三者機関を設置するに当たっての基本的な考え方、手続き、留意すべき事項等についてまとめ、まだ第三者機関を設置していない地方公共団体における第三者機関の設置を促進するための実務的なマニュアル。

### 市区町村における第三者機関の設置状況

【参考:地方公共団体における第三者機関の設置状況】(平成18年4月1日現在)

	設置済み	未設置		
	47	0		
都道府県	100.0%	0.0%		
政令指定	15	0		
都市	100.0%	0.0%		
市区町村	140	1688		
ניו נשכט עו	7.7%	92.3%		
計	202	1688		
П	10.7%	89.3%		



#### 第三者機関の機能

第三者機関において求められる基本的な役割は、以下のとおり。 入札及び契約手続の運用状況等について報告を受けること。 当該第三者機関又はその構成員が抽出し、又は指定した公共工 事に関し、一般競争参加資格の設定の経緯、指名競争入札に係る 指名の経緯等について審議を行うこと。

上記の事務に関し、報告の内容又は審議した公共工事の入札及 び契約の理由、指名の経緯等に不適切な点又は改善すべき点が あると認めた場合において、必要な範囲で、発注者に対して意見の 具申を行うこと。

また、総合評価方式の採用、落札基準及び落札者決定等の際において、総合評価における建設業者の施工能力評価の恣意性を排除する観点から地方自治法施行令において定められている発注者に対する意見具申の場としても、活用することが可能。

### マニュアルの記載項目

第三者機関の設置にあたって留意すべき基本的事項

第三者機関を設置するための準備

第三者機関の開催頻度や審議件数

第三者機関の調査・審議の対象項目

意見具申への対応

総合評価方式の実施等に関する意見聴取の場としての第三者機関 の活用

発注者が単独で第三者機関を設置できない場合の対応